



公立学校共済組合  
東京支部チャットボット利用案内

---

公立学校共済組合東京支部 給付貸付課資格担当

(令和8年3月)

# 東京支部チャットボットとは



公立学校共済組合東京支部の事務手続等に関する問合せについて、『福利厚生事務の手引』や通知をもとに回答を自動で生成するプログラム。

知りたい情報により簡単に、いつでもアクセスできるようになります。

これにより、事務職員や組合員の皆様の負担を軽減することを目指しています。

※当面の間、資格関係の問合せにのみ対応します。

## チャットボットとは？

チャット+ボット(=ロボット)を組み合わせた言葉で、人工知能を活用した文章自動生成プログラムです。



# 使用方法



## 1. アクセス方法

次のいずれかの方法からアクセスください。

### ①東京支部チャットボットURL

<https://aires.ai.optim.cloud/knowledges/32c278d1-7b55-4690-b792-59ccb7dbcc36>

直接チャットボット画面に遷移します。   
ブックマーク等にお使いください。



# 使用方法

## 1. アクセス方法

- ②公立学校共済組合東京支部ホームページ  
トップページ右下部、バナーリンクをクリック

東京支部チャットボット

 **チャットボットに  
質問する**

- ・ 試行運用中です。
- ・ 現在、資格関係の質問にのみ対応しています。
- ・ チャットボットについて詳しくは[こちら](#)



The screenshot shows the homepage of the Tokyo Branch of the Public School Teachers' Mutual Aid Association. The page features a navigation bar, a main content area with a map of Tokyo, and a sidebar with various service links. A callout box with a black border and arrow points to a '東京支部チャットボット' (Tokyo Branch Chatbot) link located in the bottom right corner of the page.



# 使用方法



## 2. 質問を入力する

チャットボットのページ下部(画像)から質問を入力します。

質問したい内容のカテゴリを選択、又は質問を入力すると、チャットボットが回答を生成、表示します。

▼ よくある質問

資格関係

チャットでも質問できます

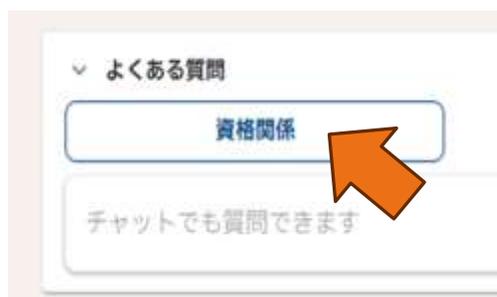
▶

# 使用方法



## 3. 実際の使用例 — 「よくある質問」から選択

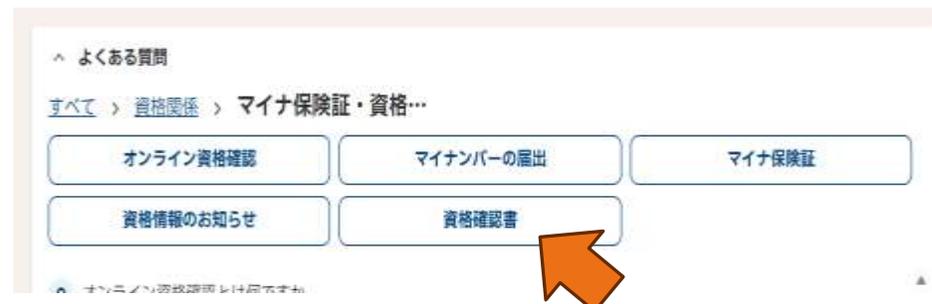
「よくある質問」をカテゴリから絞り込み、問い合わせたい内容の質問を選ぶことができます。



- ① 入力欄上部の  
「資格関係」をクリック  
(当面は「資格関係」のみ)



- ② 問い合わせたい内容にあわせて  
カテゴリを選んでいく (カテゴリは大→中→小の3段階)



# 使用方法



## 3. 実際の使用例 — 「よくある質問」から選択

よくある質問

すべて > 資格関係 > マイナ保険証・資格確認書 > 資格確認書

- Q 【任継】任意継続組合員の資格確認書はいつ届きますか？ また、マイナ保険証を持っている場合はどうなりますか？
- Q 資格確認書の有効期限について知りたいです。
- Q 【任継】年度末喪失手続きに際して、資格確認書を返却してしまいました。マイナ保険証は使用できる状態にはありません…
- Q 資格確認書が届くまでの間に、医療機関を受診しました。10割（全額）負担となったが、どうしたらよいですか？

③表示された関連性の高い質問(サジェスト)の中から  
問い合わせたい内容に近いものをクリック

よくある質問

資格確認書が届くまでの間に、医療機関を受診しました。  
10割（全額）負担となったが、どうしたらよいですか。

>

④入力欄に質問が入るので、必要に応じて修正し  
紙飛行機マークのボタンを押して送信

このチャットボットは、資格関係のお問合せにのみ対応しております。  
「-」の方法について教えて」のように質問してください。  
前後の異なる質問を続けると回答が生成できない場合があります。その際は「話題を変える」ボタンを押して質問をしてください。  
個人情報を入力しないでください。

資格確認書が届くまでの間に、医療機関を受診しました。  
10割（全額）負担となったが、どうしたらよいですか。

資格確認書が届く前に医療機関を受診し、10割（全額）負担となった場合の対応は以下の通りです。

1. 医療機関への相談
  - ※ 受診日のうちに資格を確認できるものを医療機関に提示することができれば、窓口で清算してもらえる場合があります。まずは医療機関にご相談ください。
2. 療養費の請求
  - ※ 医療機関での請求ができない場合は、医療前払担当に療養費の請求をすることで共通組合負担分が支払われます。
3. 関係の方の場合
  - ※ 新しい「資格確認書」がお手元に届く前に医療機関を受診する場合は、所属先において「新組合員資格証明書」（用紙44資格証明）を発行してください。
  - ※ もし医療機関等で「資格証明書」による申請ができない場合は、医療機関等から資格印法へ連絡すれば、資格情報を回答してもらえます。ただし、任命書から採用・任用情報が提供されていない場合に対応できません。
  - ※ マイナ保険証をお使いの方は、新しい資格情報がマイナポータルに反映されていれば、資格確認書が届く前であってもマイナ保険証で受診できます。
4. 資格確認書の方の場合
  - ※ 共通組合で認定されるまでは「資格確認書」をご利用いただけません。一時的に10割（全額）負担となりますので、ご了承ください。

⑤回答が生成されます

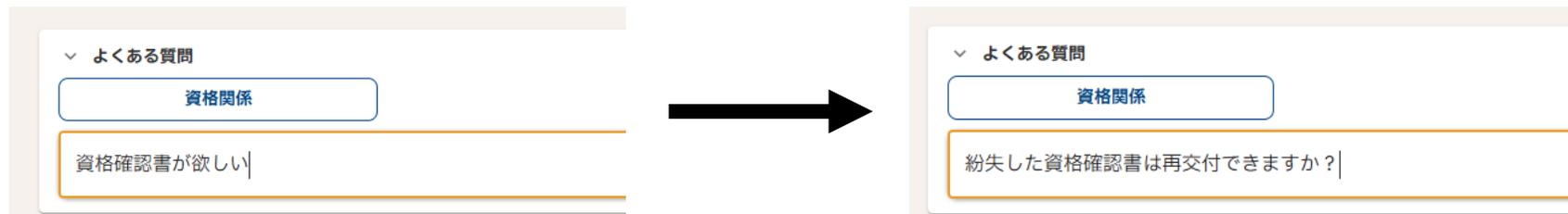
# 使用方法



## 3. 実際の使用例 — 質問を入力する

入力欄に問い合わせたい内容を直接打ち込むことができます。

内容が曖昧な質問の場合、意図と異なる回答が生成されることがあります。具体的なキーワードを入れるなど文章を変えて再度質問を試してください。



また、「現職の組合員について」「任意継続組合員について」のような前提の異なる質問を続けてすると、うまく回答が生成されない場合があります。その際はページ右上の「話題を変える」ボタンからリセットし、再度質問を試してください。



# 使用方法



## 4. フィードバックを送信する

質問によっては適切に回答できないものもあります。東京支部チャットボットのリリース後も、そうした項目について、皆様からの質問内容や回答状況等のデータを分析した上で、「よくある質問」の追記や修正を行い、改善を重ねてまいります。

回答の右下に表示されるGOOD／BADのボタンから、ぜひ回答に関してお気づきの点をお寄せください。

いただいたフィードバックはチャットボットの品質改善に利用いたします。個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。



# 注意点



## 1. 本チャットボットは当面の間、資格関係の問合せにのみ対応します。

資格関係以外の内容については原則回答できませんのでご注意ください。

## 2. 具体的なキーワードを入れるとより精度の高い回答が生成されます。

文章生成の特性上、ニュアンスの違い、簡略化された説明及び文脈の取り違いによる誤回答が起こる可能性があります。また、内容が曖昧な質問の場合、意図と異なる回答が生成されることがあります。できるだけ具体的なキーワードを入れて質問をしてください。

重要な判断が必要な場合は、『福利厚生事務の手引』や発出している通知等を必ず御参照ください。

## 3. 検索対象外の文書に関する問合せについては回答できません。

チャットボットはデータとして登録されている「よくある質問」や『福利厚生事務の手引』等に基づき回答を生成します。公立学校共済組合東京支部・資格担当に関する問合せ以外にはお答えできません。

## 4. 個人情報の入力を行わないでください。

チャットボットには、組合員番号や氏名等の個人情報の入力は絶対に行わないでください。また、誹謗中傷や不適切な表現を入力しないでください。

# 注意点



## 5. 「参照情報」のページ表記は実際のものとは一致しない場合があります。

チャットボットの仕様上、回答に「参照情報」として表示される『福利厚生事務の手引』や通知文のページ数は、登録データ上の通し番号となっています。

そのため、実際の『福利厚生事務の手引』や通知文のページ数とは異なる場合があります。お手元の「手引」などと照らし合わせながらチャットボットを使用される際は、その点にご留意いただきますようお願いいたします。

実際の「手引」などのページ数は、「参照情報」を開いて表示されるデータ内のページ番号をご確認ください。

「資格情報のお知らせ」を紛失・破損等した場合は、マイナ等の届は不要ですが、申請があれば再交付されます。この場が発見されても返却する必要はありません。

参照情報

【資格ページ抜粋】 令和8年度\_福利厚生事務の手引 [6ページ目](#)

【資格ページ抜粋】 令和8年度\_福利厚生事務の手引 [7ページ目](#)

」を選択することで限度額が適用されます（医療機関等が対応していない場  
受療証の提示が必要です。）。

医療機関等の窓口で資格確認書又は組合員証等を提示し、オンライン資格確認  
の照会」を申し出て、限度額は口頭同意、特定疾病は書面同意することで、  
も限度額が適用される場合があります（医療機関等が対応していない場合  
です。）。

受給者証（令和6年12月1日までに加入した高齢受給者（70歳以上75歳  
扶養者）に交付したもの。負担割合が記載されています。）は、令和7年12  
月31日までに届出が必要です。高齢受給者証の回収は行いませんので、高齢受給者本人において届  
出をお願いします。